

第11節 今後の課題と方向

第1 自動車公害

近年の車社会の進展に伴う自動車保有台数の増加や都心部への自動車交通の集中は、排出ガスによる大気汚染や騒音等の深刻な自動車公害をもたらし、その改善が現下の急務となっている。特に、環境基準の達成が依然として改善されない二酸化窒素汚染については、工場等からの排出量が相当程度削減されているにもかかわらず、自動車については、削減が進んでいないことが主な原因となっている。このため、行政機関、事業者、府民等が相互に連携し、より低公害な自動車への転換、自動車使用の合理化、道路環境の改善など自動車公害防止対策の総合的な推進が求められている。

排出ガスや騒音を低減するための最も基本的な対策である自動車1台毎の単体規制については、数次にわたり規制の強化が実施されているが、なお一層の低減が必要であり、特に、窒素酸化物や粒子状物質の排出量が多く、またガソリン車より保有台数増加率の高いディーゼル車に対する規制強化が必要である。このため、中央公害対策審議会の答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（平成元年12月）において示された長期目標の早期実施を国に求めていく。

また、平成5年11月に策定した「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画」に基づき、単体規制の推進はもとより、車種規制の実施、低公害車の普及促進、物流・人流・交通流対策等の諸施策の関係機関の連携のもとに総合的に推進し、自動車排出窒素酸化物の総量を削減するとともに、局地的に窒素酸化物濃度や騒音レベルの高い交差点等においては、地域の実情に応じた道路構造の改良、環境施設帯等の緩衝帯の確保など沿道環境改善方策の導入を推進する。

なお、「大阪府自動車排出窒素酸化物総量削減計画策定協議会」などにより、計画の進行管理を行う。

さらに、自動車交通量の抑制等を図るため、毎月20日に実施しているノーマイカーデー運動などの府民運動を「大阪自動車公害対策推進会議」等の諸活動を通じて府民、事業者とともに展開する。

第2 廃棄物

近年の経済活動の活発化や国民のライフスタイルの変化に伴い、廃棄物は、発生量が年々増加し、その種類も多様化している。また、面積が狭く、都市化が進んでいる府域においては最終処分場等の処理施設を確保することが困難となり、不法投棄等不適正な処理が社会問題になるなど、廃棄物を取り巻く状況は深刻なものとなっている。

そこで、これからの廃棄物行政には、廃棄物を衛生的に処理し生活環境を保全するという従来の考え方に加えて、省資源・省エネルギーの視点や地球環境の保全の視点から多角的な取組が求められている。

このため、「排出管理」「減量化」「適正管理」の3つを基本目標として所要の施策を進めるとともに、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という使い捨て型社会のあり方を見直し、積極的に廃棄物の減量化やリサイクルを進めていく。

具体的には、事業者、府民、行政などが減量その他適正な処理をするための行動指針及び事業者が製品づくりをする場合における環境への配慮を促進するための指針の策定を検討し、その普及・啓発に努める。

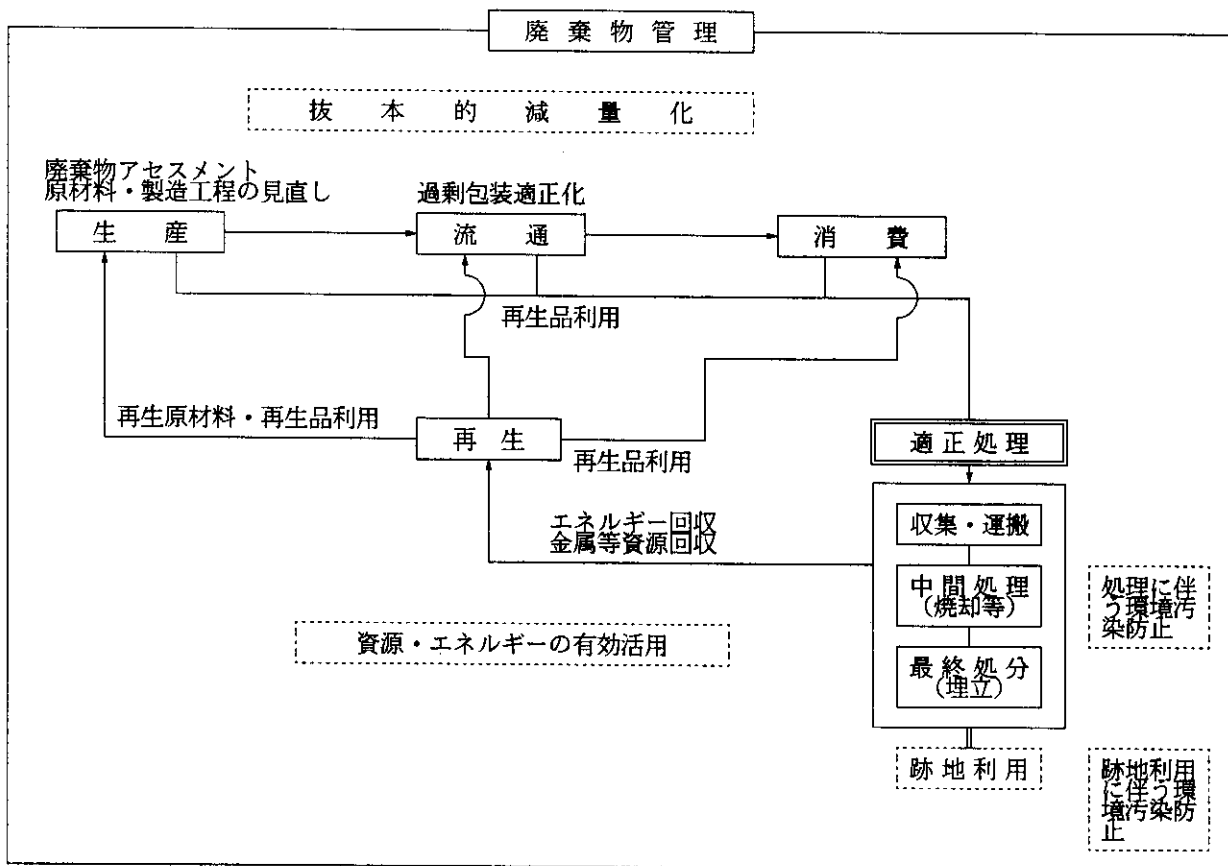
産業廃棄物については、排出事業者や処理業者への指導・監督を強化する。特に、産業廃棄物を多量に

排出する事業者や建設業者に対しては、重点的に指導等を行う。さらに、特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者に対しても、その指導方策を検討する（2-75図）。

一般廃棄物についても、市町村が実施する廃棄物処理施設の整備、減量化施策等に対して技術的、財政的援助を行うとともに、「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」（平成4年5月策定）をより実効あるものとするため、その普及に努めるとともに、具体的な実践活動を促進していく。

最終処分場については、引き続き堺第7-3区において埋立処分事業を実施するとともに、泉大津沖の大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）を促進する。

2-75図 廃棄物管理と適正管理



第3 大気環境

大気環境の保全については、大気汚染防止法及び府公害防止条例等に基づき各種の大気汚染対策を推進してきた結果、二酸化硫黄、一酸化炭素については相当の改善がみられ、環境保全目標を達成している。しかし、未だ環境保全目標が達成されていない二酸化窒素、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質については、なお一層の努力が必要である。

このため、今後の大気保全対策については、工場・事業場に対する排出規制及び削減指導、自動車排出ガス対策（第1 自動車公害参照）等を推進するほか、地球環境の保全にも資するよう、地域冷暖房システムの普及促進を図るなど、エネルギーの有効利用を促進する。

二酸化窒素については、自動車NOx法に基づく総量削減計画を推進するほか、工場・事業場対策として引き続き、法に基づく排出基準・総量規制基準の遵守徹底等を図るとともに、地域冷暖房システムの導入促

進、低NOxボイラーの普及促進、クリーンエネルギー化の指導など、発生源の特性に応じた対策を講じていく。また、冬季の季節大気汚染防止対策を推進する。

光化学オキシダントについては、発生機構の解明に努めるとともに、窒素酸化物対策に加え、生活環境の保全等に関する条例に基づき原因物質の1つである炭化水素類の有効な排出抑制を図る。

浮遊粒子状物質については、発生機構や発生源別の寄与等の解明に努めるとともに、工場・事業場からのばいじんや粉じんの排出抑制や、自動車から排出される粒子状物質の低減等の対策を推進する。

また、悪臭防止対策については、悪臭防止法に基づく規制の他、同法による規制対象外の悪臭や複合臭に対処するため、人の嗅覚により悪臭を評価する官能試験法（三点比較式臭袋法）を市町村の苦情処理に円滑に導入できるよう必要な研修、指導等を実施する。

第4 水質環境

水質保全行政に対し、従来から人の健康を保護し生活環境を保全することが求められてきたことに加え、近年、水道水源について、より質の高い安全な原水の確保が求められており、また、生態系に配慮した多自然型河川や都市空間において安らぎの場となる親水空間、潤いのある美しい水環境が求められてきている。

したがって、これまでの水質汚濁防止対策を基盤として、河川等の浄化機能の維持及び向上、地域の特性に応じた地下水のかん養による水の循環の改善その他の河川等の水質を保全するための対策を関係機関と連携し、総合的に推進していく。また、多様な生態系を含んだ自然環境の保全、回復及び活用等を図り、自然と共生する豊かな水環境を創造することを目指して、各種施策を推進していく。

具体的には、環境基準の改定を踏まえて水質汚濁の状況を監視するとともに、法・条例に基づく規制・指導の徹底を図るほか、生活排水がBOD負荷量の約8割を占めることから、大阪府生活排水対策推進要綱に基づき、下水道の整備、合併処理浄化槽の普及・啓発、生活雑排水処理施設の整備等、生活排水対策を計画的に推進する。さらに府民団体との連携による研修会や各種啓発活動等を通じて、一人ひとりが水を汚さないという府民意識の向上を図るなど、府、市町村と住民が一体となって生活排水対策を進める。

また、河川浄化事業として汚泥の浚渫（神崎川、寝屋川、平野川）や浄化用水導入事業（平野川）及び薄層流浄化事業（西除川、東除川）を実施する。

大阪湾の水質改善については、第3次「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」（平成3年3月策定）に基づく諸対策を推進するとともに、富栄養化による被害の発生を防止するため、第3次「^{リン}及びその化合物に係る削減指導方針」（平成3年4月策定）に基づく削減指導等諸対策を推進するとともに、窒素の削減対策を調査・検討する。

さらに、自然と共生する豊かな水環境を創造するために、府民が生物の育成、観察を通して快適環境を創造しようとする取組に対する支援並びに河川、海域及び地下水等の水質保全の重要性についての啓発等を推進する。

第5 地盤環境

事業活動等により、これまで地盤沈下、地下水汚染及び土壌汚染等の問題を生じてきているが、これら

の問題は、いったん発生すればその回復は極めて困難であることから未然防止を図ることが重要である。

また、これらの問題はいずれも地表面下の問題として相互に関連していることから、一体として捉え、総合的な対策を推進していく必要がある。

さらに、地盤環境は、地盤及び地盤を構成する土壌と地下水からなる環境資源であり、良好な保全を図りながら貴重な資源として持続的に活用していくことも、今後望まれるところである。

このため、府下全域において地下水の水位、水質、採取量等基礎データを収集・解析し、地下水のかん養や安全揚水量等の解明に向けた技術的な諸調査の実施並びに地盤環境の管理手法等の科学的、総合的な検討を行うとともに、地盤環境の保全について啓発活動を行う。

地盤沈下に関しては、法律・条例による地下水採取の規制の徹底を図るとともに、地下水の利用の合理化等の指導に努める。

地下水汚染については、有害物質による汚染状況を監視測定するとともに、未然防止の観点から使用工場・事業場に対し、地下浸透の禁止等の規制・指導を行う。

土壌汚染については、工場・事業場に対して有害物質の地下への漏洩、水路等への流出、大気への飛散等の規制・指導を行い、土壌汚染の未然防止に努める。また、平成3年8月に設定された「土壌の汚染に係る環境基準」を維持・達成するため、土壌汚染の調査・指導等諸対策の一層の推進を図っていく。

第6 騒音・振動・航空機公害

騒音・振動問題は発生源が多種多様であるとともに、その影響は主として感覚的なものであり、また発生源周辺にかなり限定されているという特徴があり、その解決には、発生源対策はもとより、土地利用の適正化や社会的意識の啓発が重要な課題となっている。

工場・事業場及び建設作業については、法・条例等に基づき、規制・指導を徹底するとともに、自動車、新幹線鉄道等に対する発生源対策や沿道土地利用の適正化の促進に努める。

近隣騒音のうち、拡声機、カラオケ、深夜営業騒音については、条例による規制・指導を行うとともに、生活騒音については市町村や関係機関と協力して環境教育や啓発活動の推進に努める。

低周波空気振動については、工場・事業場及び高架道路等における発生の実態把握に努め、防止対策を推進する。

大阪国際空港は、平成2年12月の「存続協定」により、関西国際空港開港後も国内線の基幹空港として、周辺地域との調和と利用者利便の確保を図りつつ存続することが決定されたことにより、今後とも大阪国際空港周辺における環境対策を推進する必要がある。

このため、航空機騒音の発生源対策及び周辺対策の一層の推進を国に要望するとともに、大阪国際空港周辺緑地（利用緑地）の早期整備に努める。

また、住宅移転補償、移転跡地を活用した地区整備、防音工事に対する補助事業等の一層の推進を図っていく。

第7 有害化学物質

近年、科学技術の進展、消費の多様化等に伴い、生産・使用される化学物質は多種類にわたり、発生源

の多様化や非意図的に生成されるものがあるなど、化学物質による環境汚染が新たな問題となっている。

化学物質は、種々の発生源から大気、水、土壌等を経由するため、その挙動も複雑であり、化学物質による環境問題への対応には、汚染の未然防止の観点から、関係機関と連携を図り、汚染の実態や挙動、影響等に関する調査研究を進めるとともに、大気、水、土壌等への適切な排出抑制・管理を充実していく必要がある。

大気環境に係る有害物質対策については、法及び生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準の遵守徹底を指導するとともに、大気中への排出を抑制する必要がある化学物質の適正管理に係る指針を策定する。

水質環境については、上水道水源地域の新設及び既設の事業場に対して、国の一律基準の概ね10倍厳しい排水基準を設定し規制・指導の徹底を図るとともに河川及び海域の水質の監視を行う。また、ゴルフ場に対して、「大阪府ゴルフ場農薬適正使用等指導要綱」（平成2年7月策定）に基づき、低毒性農薬の使用等の指導や水質の監視を行う。

また、地下水及び土壌については、地下水質や土壌汚染の状況を把握するとともに、有害物質を含む汚水等の地下浸透を禁止するなど、汚染の未然防止を図る。

廃棄物については、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある特別産業廃棄物を排出する事業者処理実績報告を定期的に提出させることにより、排出、処理の実態を把握し、排出抑制、減量化及び適正処理の指導の徹底を図る。

特に、特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者に対しては、処理計画書の策定を指示する等の指導方策を検討する。

さらに、マイクロエレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジー等の先端産業では、多種類の化学物質が取り扱われることから、これまでとりまとめてきた化学物質による環境汚染の未然防止を図るための調査検討結果を踏まえ、各関係機関等において環境保全が十分図られるよう努める。